

第44回

法律研究部で活躍する若手に聞く～自治体等法務研究部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 佐々木 宏明 (61期)

法律研究部で活躍する若手に聞くシリーズ第5弾として、前回の不動産法部に引き続き、今回は、自治体等法務研究部にご所属の豊田泰士会員（61期）にお話を伺いました。

——自治体等法務研究部について教えてください。

自治体等法務研究部は、自治体法務に関する研究と、自治体法務に関与して、適正な法執行に寄与することを目的に、2007年4月に、それまでの弁護士業務改革委員会の活動の一部を発展的に解消し、法律研究部として立ち上がったものです。

定例会は原則として月1回第2火曜日の午後6時から約2時間程度開催しています。それ以外には、地方自治関連判例検討会、地方自治体職員向け研修の受託、メールによる相談、研究課題の検討、外部講師を招聘しての勉強会、各種図書の出版依頼の受託をしています。自治体側に立って自治体のサポートをするという観点で様々な研究活動を行っています。どうしても弁護士という職業柄、行政は相手方であるというイメージが強いと思いますが、当部は、そういったイメージとは真逆の立場で活動していますので、珍しいのではないかと思います。当部の所属部員数は2013年1月1日現在で、登録人数は135人です。定例会に定期的に参加している部員は40人くらいですね。研究部の大多数の弁護士が50期代後半以降です。したがって、定例会に出席する部員も若手が必然的に多くなり、若手が積極的に意見を言える部になっています。また、定例会後は毎回出席メンバーの有志で飲みに行っていますし、暑気払いと忘年会も毎年欠かさず開催して部員間の交流を深めています。

——研究部が自治体から一番多く依頼されることは？

現段階で依頼が多いのはやはり職員研修の講師派遣、つまり部員による自治体職員向けの地方自治法等の解説等の研修講義ですね。また、その折、他の部員に呼びかけて研修後の懇親会で自治体の職員の方と交流することが多いですね。一見、職員の方は堅いイメージがありますが、話してみると気さくな方が多く、会話も弾みますね。

——豊田会員は今までに自治体職員向けの研修を担当されたことはありますか。

入部2年目の頃から主に債権管理の分野に係る地方自治法や地方自治法施行令の基本的な規定について講義する内容の研修を担当しています。また、債権回収を中心に、訴訟手続、民事執行、時効制度、破産手続等の講義もしています。最近では、具体的な事例に基づきグループディスカッションを行う形式での研修の講師も担当していますね。研修を担当した感想としては、事前準備が大変ですね。

——自治体職員向け研修以外の部の活動にはどんなことが具体的にありますか。

年に1回必ず外部講師を招いて研修を行っています。今まで、行政法学者、自治体の副市長や、元行政法部の裁判官といった自治体行政に造詣の深い方々をお招きしています。



豊田 泰士会員
(61期)

——研究部の活動から事件受任につながることはありますか。

研修に参加された職員の方が講師の弁護士に興味を持って、自分の自治体が抱えている案件を相談するというケースはあります。例えば日常の債権管理・回収業務の中で債権額は大きくないけれど、弁護士に依頼する必要がある際に問い合わせがあるといったケースですね。このような場合に、件数が多い時には講師の方から若手の弁護士に事件のお誘いがかかるということがあります。熱心に出席している部員であれば一年目の弁護士でもお誘いがかかりますね。王道ですが、弁護士の最大のお客さんは先輩弁護士ということになります。そういう意味では、若手が事件を受任するには、部に出てきて他の部員と交流を深めることですかね。

——研究部では自治体からメール相談を受ける事業も行っていると聞きましたが。

新たな試みとして行っている事業です。きっかけは自治体の職員の方が顧問弁護士に相談に行くまでもないような日常の法律的な疑問をメール一本で弁護士に聞いたら便利じゃないのかという所から始まっているのですが、徐々に

広がっています。

今では東京のみならず他県にも広がっており、現地の弁護士とも協力しながら事業を実施しています。原則2週間で回答するという前提で、主査が一次回答を起案し、副査がチェックをし、最終的にはベテランの責任者のチェックを経るという安心の三段階品質保証になっています。質問者の職員の方とも直接話をするので、職員の方との交流にも繋がり、何より自治体行政の実務に直接触れることが出来て、とても勉強になります。

——他に何かありますか。

現在進めている事業の一つに出版企画があります。「自治体が原告になる訴訟」という大きなテーマの下に、類型毎にシリーズで本を出す準備をしています。早ければ第一弾が今年中に発刊される予定です。

——これから自治体に関する法律業務の需要や研究部を取り巻く状況はどうなりますか。

需要は間違いなくあると思います。ただ、弁護士も自治体との交流がまだまだです。弁護士の側から熱心に働きかける必要があると思いますし、自治体の分野に興味を持つ弁護士が一人でも多くなるのが重要だと思います。私が担当した研修の後の懇親会の場で、弁護士の必要性は感じているが地元弁護士会との交流がないのでどうして良いか分からずに困っているという声が多く聞かれました。

歴史の浅い研究部ですが、自治体からの需要に応えられる組織として成長して行くことが出来れば良いですね。

——どうもありがとうございました。